

議案第85号

多可町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成28年12月6日提出

多可町長 戸田善規

多可町特別会計条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

多可町特別会計条例（平成17年多可町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「事業・」の次に「特定環境保全公共下水道事業・」を、「排水事業」の次に「・コミュニティ・プラント事業」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町特別会計条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業等の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 下水道事業特別会計 公共下水道事業・農業集落排水事業</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業等の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 下水道事業特別会計 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・コミュニティ・プラザト事業</p> <p>(8) (略)</p>